		７級地　0.046 無級地　−0.013 ㈱　北海道、東京都、静岡県及び福岡県にあつては、Ｂの率にそれぞれ1.630、358.149、0.083及び0.268を加算した率とする。

第10条第９項の算式によつて算定した数の段階	乗　率　Ａ		乗数Ｂ
	離島に係る市町村	その他の市町村	離島に係る市町村
2.00未満のもの	1.00	1.00	500
2.00以上4.00未満のもの	1.00	1.00	1,250
4.00以上6.00未満のもの	11.43	7.22	2,000
6.00以上10.00未満のもの	41.67	35.67	7,400
10.00以上14.00未満のもの	73.34	52.78	7,900
14.00以上18.00未満のもの	145.17	70.05	8,400
18.00以上22.00未満のもの	178.00	78.46	8,900
22.00以上のもの	212.23	100.87	9,400

		備考 １　「離島に係る市町村」とは離島振興法、奄美振興法若しくは小笠原諸島振興開発特別措置法の適用を受ける市町村又は沖縄振興特別措置法第３条第３号に規定する離島に係る市町村をいう。 ２　「その他の市町村」に係る乗数Ｂは０とする。		

		寒冷補正			
			給与差	寒冷度	積雪度
		４級地	0.718	2.237	2.726
		３級地	0.905	1.522	1.447
		２級地	0.933	1.035	0.605
		１級地	1.053	0.626	0.304
		無級地	0.000	0.000	0.000

七　災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	種別補正	
		公共災害復旧事業債	1.00
		単独災害復旧事業債	0.50
		地盤沈下等対策事業債	0.60
		緊急治山等事業債	0.60
		激甚災害対策特別緊急事業債	0.60
		特殊土壌対策事業債	0.60
		鉱害復旧事業債	0.60
		小災害債	0.50

		７級地　0.043 無級地　−0.012 ㈱　北海道、東京都及び静岡県並びに福岡県にあつては、Ｂの率にそれぞれ2.076、303.033、0.079及び0.238を加算した率とする。

第10条第９項の算式によつて算定した数の段階	乗　率　Ａ		乗数Ｂ
	離島に係る市町村	その他の市町村	離島に係る市町村
2.00未満のもの	1.00	1.00	500
2.00以上4.00未満のもの	1.00	1.00	1,250
4.00以上6.00未満のもの	10.99	6.98	2,000
6.00以上10.00未満のもの	39.65	33.94	7,400
10.00以上14.00未満のもの	69.70	50.20	7,900
14.00以上18.00未満のもの	137.63	66.60	8,400
18.00以上22.00未満のもの	168.79	74.66	8,900
22.00以上のもの	201.29	95.95	9,400

		備考 １　「離島に係る市町村」とは離島振興法、奄美振興法若しくは小笠原諸島振興開発特別措置法の適用を受ける市町村又は沖縄振興特別措置法第３条第３号に規定する離島に係る市町村をいう。 ２　「その他の市町村」に係る乗数Ｂは０とする。		

		寒冷補正			
			給与差	寒冷度	積雪度
		４級地	0.683	1.948	2.468
		３級地	0.860	1.328	1.304
		２級地	0.887	0.905	0.550
		１級地	1.001	0.548	0.277
		無級地	0.000	0.000	0.000

七　災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	種別補正	
		公共災害復旧事業債	1.00
		単独災害復旧事業債	0.50
		地盤沈下等対策事業債	0.60
		緊急治山等事業債	0.60
		激甚災害対策特別緊急事業債	0.60
		特殊土壌対策事業債	0.60
		鉱害復旧事業債	0.60
		小災害債	0.50